

社会福祉法人 松江福祉会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

2 当法人の課題

保育所ではシフト制の勤務体制のため、正規職員での割り当てが主体となり、非正規職員の勤務動向によっては、正規職員は有給休暇が取得しにくい環境がある。

前期(令和4年4月～令和6年3月)においては、期間の大半が「コロナ禍」で、職員自身や家族等がコロナ感染症に感染するなどした場合、多くが特別休暇となった。また、エッセンシャルワーカーとして保育所の開所のため勤務せざるを得ず、有給休暇の取得が困難な状況であった。

コロナ禍も明けたため、職員においては積極的に有給休暇取得に向けて環境整備をしたいと考える。

3 目標と取組内容・実施期間

目標1 有給休暇取得率に関する目標

正規職員の有給休暇の取得率を60%以上とする

<実施期間・取組内容>

- 令和6年4月～有給休暇取得を促進するため、年・月行事日程を早期に決め、各職員に有給休暇取計画を作成させ、出勤シフト上で考慮する。
- 令和7年1月～有給取得日数を調査し、取得率の低い職員の年度内有給取得を促す。
- 令和7年4月～取得率の低い職員に対し、重点的に有給取得を促す。
- 令和7年10月～達成度合いを確認し、未達成の場合は課題を整理し、取得しやすい環境整備を検討する。
- 以降、毎年度同様